

令和元年度
第8回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和元年11月25日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員

令和元年度第8回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和元年11月18日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	令和元年11月18日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開閉会日時 及び宣言	開会	令和元年11月25日 13時30分			議長	山本 範夫
	閉会	令和元年11月25日 14時21分			議長	山本 範夫
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出席 15名 欠席 3名 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席 番号	委員氏名	出欠席	議席 番号	委員氏名	出欠席
	1	三浦 美恵子	○	11	藤村 勇三	○
	2	日戸 重雄	○	12	立柳 優	○
	3	小山田 和義	○	13	高橋 由則	○
	4	高橋 正志	○	14	古川 美枝子	○
	5	國司 功	○	15	藤原 純子	○
	6	大森 直子	○	16	松村 勝彦	▲
	7	熊澤 威人	○	17	竹田 和夫	○
	8			18	石羽根 正志	○
	9	菊田 健生	▲	19	山本 範夫	○
10	中村 一彦	▲				

議事録署名委員	議席番号 14番	古川 美枝子	議席番号 15番	藤原 純子
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職 名	氏 名		
	事務局 長	遠 藤 竹 弥		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立 花 浩		
	農地調整係主事	古 川 忠 彦		
	農地調整係主事	高 橋 彩 斗		
議 事 次 第	別紙のとおり			
附 議 事 件	別紙、議事次第に同じ			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

1 開会（13時30分）

事務局（遠藤事務局長）

定刻を過ぎましたので、これから総会を始めたいと思います。

それでは、御起立願います。相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

（全員着席）

農業委員会憲章の唱和を行います。総会資料の表紙の裏をご覧ください。憲章全文の朗読を議席番号17番 竹田和夫 委員をお願いいたします。全文朗読のあとに引き続き全員でご唱和願います。それでは竹田委員、よろしく願います。

（全員で唱和）

ありがとうございました。ご着席願います。

（全員着席）

それでは本日、欠席となった委員の報告をいたします。総会資料2ページをお開き願います。欠席委員を報告いたします。議席番号16番 松村勝彦 委員が、体調不良のため今日は欠席という事でございます。議席番号9番 菊田健生 委員と10番 中村一彦 委員は、所用のため間に合えば出席ということとなっております。以上、現在のところ3名の欠席となっております。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしく願います。

議長（山本会長）

ただ今から、令和元年度八幡平市農業委員会第8回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、18名中15名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

2 議事録署名人の選任

議長（山本会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、14番 古川美枝子 委員と15番 藤原純子 委員を指名します。

3 会期の決定

議長（山本会長）

次に、令和元年度八幡平市農業委員会第8回総会の会期についてお諮りいたします。

第8回総会の会期は令和元年11月25日、1日間とすることにしたいと思います。ご異議ござ

いませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山本会長)

異議なしと認めます。よって、令和元年度第8回総会の会期は、令和元年11月25日の1日間とすることに決定いたしました。

4 報告

議長 (山本会長)

次に、事務局から第8回運営委員会報告を行います。

事務局 (立花事務局長補佐)

それでは令和元年度第8回運営委員会報告を致します。総会資料の3ページをお開きください。始めに報告連絡となります。次第のとおり3項目の報告及び連絡を行いました。概要説明を致します。次のページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和元年11月以降の主な会議・行事等日程についてとなります。内容について事務局から説明を行いました。

2項目め。令和元年度関係行政機関市に対する意見提出についてとなります。内容について、事務局から説明を行いました。改めまして、本日の第8回農業委員会議の報告・連絡事項で事務局より報告を行う事としております。

3項目め。令和2年度農作業労賃と機械利用標準額表の策定スケジュールについてとなります。内容について事務局から説明を行いました。内容について、本日の第8回農業委員会議の協議事項で、農業委員の皆様よりご協議をさせていただくこととしております。

続きまして、4協議事項となります。4項目の協議を行いました。協議内容の概要説明を致します。先ほどの続きとなります。

協議事項1項目め。次回運営委員会の開催時間等についてとなります。協議を行った結果、12月10日(火)午前9時に決定となりました。

2項目め。令和元年度第8回総会についてとなります。本日の第8回総会の運営について協議を行い午後1時半からの開催と決定され、農業委員の皆様にご通知をいたしたところです。次のページの左上となります。

3項目め。第3回農業委員農地利用最適化推進委員合同会議の開催についてとなります。開催日の変更について協議を行い、令和2年1月24日(金)の開催と決定されましたが、改めまして、本日の第8回農業委員会議の報告連絡事項で、事務局より報告を行うこととしております。

4項目め。仮称農業委員農地利用最適化推進委員等に関する研修会の出席についてとなります。研修会への出席について協議を行い、参加できる委員による出席と決定されました。該当する委員の皆様にご通知をしたところですが、内容及び参加状況について、本日の第8回農業委員会議の報告連絡事項で、事務局より報告を行うこととしております。

続きまして、5情報提供等となります。次のページの左上となります。

事務局から1件報告を行いました。内容について、改めまして、本日の第8回農業委員会議の

情報提供等で、事務局より説明を行うこととしております。

続きまして、山本会長より、全委員を対象とした懇親会の開催についての提案が出されました。懇親会の開催に対して特に運営委員からの意見ということですが、賛成の意見というのが出されました。懇親会の開催に対して運営委員から賛成の意見が出され、推進委員の参加を促すために「第3回委員合同会議」の後に「新年会」として開催することで決定されました。幹事には、議席番号12番 立柳 委員、会場は八幡平ハイツとなりました。開催にかかる準備は、幹事であります立柳委員と、事務局で進めることとなります。

なお、全委員の周知方法、会費の取扱い等については、次回の運営委員会で協議を行うものとなります。という事で、委員の皆様へ報告をいたします。

そのほかの内容については、後ほどご一読をお願いいたします。

以上、令和元年度第8回運営委員会において協議決定したので、運営委員会規程第8条に基づき報告します。令和元年11月25日運営委員長 会長 山本範夫、以上でございます。

議長（山本会長）

ただ今の「第8回運営委員会会議報告」につきまして、何か聞きたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようですので、次に進めさせていただきます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。

事務局（古川忠彦主事）

それでは、会議資料の7ページをご覧ください。

令和元年10月24日から令和元年11月24日までの業務報告をさせていただきます。

1) から6) までは各種処理を行った件数になっておりますので、後ほどお目通しをいただければと思います。続きまして、7) の総会案件にかかる現地調査でございます。現地調査の調査日は11月13日の水曜日でございます。8件の現地調査を行いました。当日の調査委員は、4番委員 高橋正志 委員、10番委員 中村一彦 委員、18番委員 石羽根正志 委員の3名でございましたが、10番委員の中村一彦 委員が体調不良のため2名での現地調査となりました。また、事務局からは遠藤事務局長、高橋主事の2名が随行しております。8) 農地・非農地判断にかかる現地調査でございます。現地調査の調査日は11月6日の水曜日でございます。32件の現地調査を行いました。当日の調査委員は、農業委員3番委員 小山田和義 委員、農業委員12番委員 立柳優 委員、農業委員14番委員 古川美枝子 委員、推進委員23番委員 立花忠彦 委員、推進委員27番委員 種市幸雄 委員の5名でございます。事務局からは根守係長、私の2名が随行しております。後ほど議題とされます現地調査の参加人数、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。それでは、業務報告は以上となります。

議長（山本会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言願います。ございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

ないようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問等のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようにお願いします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

5 議事

議長（山本会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第25条第1項を適用し、起立によるものとします。

○議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（山本会長）

議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の2ページをご覧ください。今月の申請は4件となっております。

申請番号1、大更第22地割275、田、742㎡を含む2筆1,806㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が自己保全管理をしていた農地です。権利取得後は水稻を作付予定とのことです。

申請番号2、赤子平68-1、畑、643㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が野菜を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号3、平笠第18地割16、畑、2,278㎡を含む6筆11,869㎡です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が野菜を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号4、栗木田112、田、1,753㎡を含む2筆3,403㎡です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が水稻を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請地の明細については、次の3ページの申請筆別明細をご覧ください。併せて、関係資料の1ページに審査項目の一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に現地調査結果の報告を議席番号 18 番 石羽根正志 委員にお願いします。

18 番（石羽根正志委員）

18 番の石羽根正志です。調査報告をします。

申請番号 1 番ですが、位置は、西根中学校から南へ約 800mの地点です。売買による所有権移転です。

申請地はこれまで、譲渡人が自己保全管理をしていた農地です。権利取得後は水稻を作付予定とのことです。

次に申請番号 2 番ですが、位置は、安代総合支所から北東へ約 1.9kmの地点です。売買による所有権移転です。申請地はこれまで、譲受人が野菜を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 3 番ですが、位置は、平笠小学校から南に約 2km以内に点在しています。贈与による所有権移転です。申請地はこれまで、譲受人が野菜を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 4 番ですが、位置は、田山支所から北に約 2kmの地点です。贈与による所有権移転です。申請地はこれまで、譲受人が水稻を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

いずれの農地も周辺農地と同様作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、「許可相当」と判断してまいりました。審議をよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第 1 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 1 号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』と決定いたしました。

○議案第2号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第2号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の6ページをお開きください。今月の申請は1件となっております。

申請番号1、白沢口5-1、畑、387㎡でございます。転用の目的は、倉庫の建設となっております。内容は、倉庫、通路が計画されております。

関係資料の2ページをご覧ください。

申請番号1農地区分ですが、農用地、甲種農地、第一種農地、第三種農地に該当しないその他第二種農地と判断されます。例外規定ですが、代替性がないことを確認しております。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に現地調査結果の報告を議席番号18番 石羽根正志 委員にお願いします。

18番（石羽根正志委員）

はい、18番石羽根です。報告いたします。

申請番号1番ですが、位置は、JR兄畑駅から東へ約1.9kmの地点です。転用の目的は、倉庫の建設です。現況は、畑として自己保全管理されておりました。国道282号線の改良工事に伴い、既存の倉庫が取壊し予定であり、代替えの倉庫が必要なことから、自宅に接する当該申請地を選定したとのことです。申請地の農地区分は、第1種農地、第3種農地に該当しない農地で、第2種農地と判断されますが、代替性がないことも確認いたしました。以上です。

次に、総合判断です。申請農地は、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものではないことから、許可相当と判断してまいりました。以上、審議のほどよろしくお願いたします。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決いたします。本案について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (山本会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (山本会長)

よって、議案第2号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長 (山本会長)

次に、議案第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局 (古川主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の8ページをお開きください。今月の申請は2件となっております。申請番号1番と2番は申請人及び事業内容が同一の為、一括で説明いたします。

申請番号1、小柳田333、田、124㎡を含む2筆951㎡でございます。

申請番号2、小柳田71-15、畑、454㎡でございます。転用の目的は、店舗及び駐車場の建設となっております。

関係資料の2ページをご覧ください。

申請地の農地区分ですが、申請番号1番と2番は300m以内に駅、役場等の公共施設、インターチェンジ等があることから第3種農地と判断されます。

転用許可条項において、第3種農地は原則許可となっております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 (山本会長)

以上で、説明が終わりました。次に現地調査結果の報告を議席番号18番 石羽根正志 委員にお願いいたします。

18番 (石羽根正志委員)

はい。では、現地調査の報告いたします。18番 石羽根正志です。

申請番号1番と2番ですが、関連がありますので一括で説明いたします。位置は、安代インターチェンジから東へ約170mの地点です。

転用の目的は、コンビニエンスストアの建設です。現況は、畑として自己保全管理されておりました。申請地は、利用者の利便性を考え選定したとのことです。

申請地の農地区分は、300m以内にインターチェンジがある農地で第3種農地と判断され、転用許可条項においては原則許可となっております。

いずれの農地も、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものでは無いことから、「許可相当」と判断して参りました。以上です。よろしくお願ひいたします。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第3号の質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第3号を採決いたします。本案について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願ひます。

（全員起立）

議長（山本会長）

はい、起立全員です。着席願ひます。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第4号『耕作放棄地全体調査に係る農地・非農地の判定について』

議長（山本会長）

次に、議案第4号『耕作放棄地全体調査に係る農地・非農地の判定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の10ページをご覧ください。令和元年10月15日付で八幡平市長から農地・非農地の判断を求められている案件は32件でございます。

番号1番、戸沢125-374、畑、4,224㎡でございます。

番号2番、戸沢240、畑、1,002㎡でございます。

番号3番、戸沢118、畑、1,247㎡でございます。

番号4番、田の沢45-1、畑、418㎡でございます。

番号5番、上の山355-2、畑、2,028㎡でございます。
番号6番、上の山193-1、畑、1,901㎡でございます。
番号7番、打田内82-1、畑、11,117㎡でございます。
番号8番、曲田344-1、田、3,608㎡でございます。
番号9番、岩屋113-164、畑、17,409㎡でございます。
番号10番、岩屋113-167、畑、5,035㎡でございます。
番号11番、岩屋113-175、畑、4,629㎡でございます。
番号12番、岩屋113-176、畑、6,916㎡でございます。
番号13番、古屋敷100-92、畑、3,409㎡でございます。
番号14番、古屋敷100-90、畑、5,078㎡でございます。
番号15番、小柳田278-28、畑、4,500㎡でございます。
番号16番、高畑91-15、畑、1,794㎡でございます。
番号17番、寺志田165-69、畑、965㎡でございます。
番号18番、高畑205、畑、684㎡でございます。
番号19番、高畑206-1、畑、427㎡でございます。
番号20番、高畑193、畑、2,327㎡でございます。
番号21番、高畑210-1、畑、1,048㎡でございます。
番号22番、高畑211-1、田、3,473㎡でございます。
番号23番、高畑100-1、畑、2,128㎡でございます。
番号24番、高畑221-4、畑、1,795㎡でございます。
番号25番、高畑221-5、畑、3,933㎡でございます。
番号26番、高畑221-7、畑、631㎡でございます。
番号27番、高畑221-8、畑、1,752㎡でございます。
番号28番、松木田137-13、畑、2,171㎡でございます。
番号29番、松木田199、畑、1,057㎡でございます。
番号30番、松木田200、畑、475㎡でございます。
番号31番、赤坂田184-1、畑、2,658㎡でございます。
番号32番、赤坂田188、畑、1,169㎡でございます。

以上、今回の32件すべて、令和元年8月31日までに実施した農地法第30条に基づく利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査において、再利用が困難と見込まれる荒廃農地と判断した農地となっております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号3番 小山田和義 委員にお願いします。

3番（小山田和義委員）

はい、3番小山田和義です。それでは、農地・非農地の判断に係る現地調査の報告をいたします。件数が多いので、位置につきましては関係資料 別冊 農地・非農地判断を用いて説明します。別冊の関係資料の9ページをご覧ください。1番から3番までと、7番、8番はJR横間駅を中心に半径約

3.6 km以内に点在しております。

次に 10 ページをご覧ください。番号4番から6番までと番号9番から 12 番までは、安代インターチェンジを中心に半径約 3.1 km以内に点在しております。

次に 11 ページをご覧ください。番号 13 番から 15 番までは、安代総合支所から東へ約 3.5 km以内に、番号 16 番から 23 番までは、JR荒屋新町駅を中心に半径約 2.1 km以内に点在しております。

次に 12 ページをご覧ください。番号 24 番から 30 番までは、JR小屋の畑駅を中心に半径約 1.6 km以内に点在しております。

次に 13 ページをご覧ください。番号 31 番と 32 番は、JR赤坂田駅から南へ約 430m以内に点在しております。

いずれの農地も、周辺を山林に囲まれ、既に山林の状態、農地への復元が著しく困難であると思われる。

以上のことから、今回現地調査を行った全ての農地は、農地法第 2 条第 1 項に規定する「農地」に該当しない「非農地」とであると、判断してまいりました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第 4 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 4 号を採決します。本案について、非農地と判断することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第 4 号『耕作放棄地全体調査に係る農地・非農地の判定について』は、『非農地と判断』とすることに決定いたしました。

○議案第 5 号『農業振興地域整備計画の変更（随時見直し）にかかる意見の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第 5 号『農業振興地域整備計画の変更（随時見直し）にかかる意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の16ページをお開き願います。令和元年11月5日付で、八幡平市長から意見を求められている案件は1件でございます。

申請番号1番、平笠第24地割122-1、畑、4,838㎡を含む21筆348,128㎡でございます。こちらは、用途変更となっておりますして用途変更の目的は、鶏舎施設の建設となっております。

転用の可否になりますが、関係資料の2ページをご覧ください。

申請番号1番は、用途変更後農用地の農業施設用地となり、農振法に規定する農用地利用計画指定用途における農業用施設の建築は許可が認められております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号18番 石羽根正志 委員にお願いします。

18番（石羽根正志委員）

はい、18番石羽根正志です。現地調査の報告をいたします。

申請番号1番ですが、位置は平笠小学校から西へ約3kmの地点です。農振変更の目的は、鶏舎施設の建設です。農振変更後の農地区分は、農振法に規定する農業用施設用地内の農地となります。例外規定においては、農業用施設に限り転用が認められております。

申請地は、農地の集団化、農作業の効率化、及び農業上の効率的かつ総合的な利用、に支障を及ぼすものではないこと。土地改良施設の機能に支障を及ぼすものではないこと。また、転用許可適用条項に該当していることから、用途変更はやむを得ないと判断してまいりました。よろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第5号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第5号を採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (山本会長)

よって、議案第5号『農業振興地域整備計画の変更(随時見直し)にかかる意見の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第6号『農用地利用集積計画の決定について』

議長 (山本会長)

次に、議案第6号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局 (高橋主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

20ページをご覧ください。今月の申請は、10件となっております。初めに、賃貸借権の設定です。

申請番号1、大更第31地割558、田、3,599㎡を含む9筆15,419㎡です。なお、未相続地のため相続人の同意書が添付されております。

申請番号2、大更第25地割290、田、2,110㎡です。

申請番号3、平笠第10地割68-1、田、142㎡を含む2筆2,686㎡です。

申請番号4、松尾寄木第4地割231、田、1,939㎡です。

申請番号5、安代寄木23-1、田、2,745㎡です。

申請番号6、黒沢22-1、畑、1,607㎡を含む9筆5,883㎡です。

申請番号7、大更第12地割216-1、田、1,128㎡です。

申請番号8、大更第48地割35-2、田、1,611㎡です。

申請番号9、田頭第26地割42-1、田、893㎡を含む7筆8,493㎡です。

次に、使用貸借権の設定です。

申請番号10、田頭第25地割15、田、940㎡を含む5筆7,971㎡です。

申請地の明細については、次の22ページの申請筆別明細をご覧ください。今回の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、審議のほどよろしく願いいたします。

議長 (山本会長)

以上で、説明が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第31条及び八幡平市農業委員会会議規則第18条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いた

します。

まず、申請番号6番の審議を行ってまいりますが、審議に先立ちまして、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号11番 藤村勇三 委員の退席を求めます。

(11番 藤村勇三 委員 退席)

議長（山本会長）

これより、申請番号6番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号6番の案件について採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（山本会長）

よって、申請番号6番の案件については、『可』と決定いたしました。

ここで、議席番号11番 藤村勇三 委員の着席を求めます。

(11番 藤村勇三 委員 着席)

議長（山本会長）

次に、申請番号8番の審議を行ってまいりますが、審議に先立ちまして、農業委員会等に関する法律および八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号1番 三浦美恵子 委員の退席を求めます。

(1番 三浦美恵子 委員 退席)

議長（山本会長）

これより、申請番号8番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号8番の案件について採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、申請番号8番の案件については、『可』と決定いたしました。
ここで、議席番号1番 三浦美恵子 委員の着席を求めます。

（1番 三浦美恵子 委員 着席）

議長（山本会長）

これより、申請番号6番と8番を除く議案第6号の質疑・討論を行います。質疑・討論ござい
ま
せんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号6番と8番を除く議案第6号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、申請番号6番と8番を除く議案第6号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

6 閉会（14時21分）

議長（山本会長）

本件をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。ご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和元年度第8回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。
ご協力ありがとうございました。終わります。

事務局（遠藤事務局長）

ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」。

（礼）

ご苦勞様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和元年11月25日

会 長 _____

14 番 委 員 _____

15 番 委 員 _____

令和元年度

第8回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和元年11月25日（月）午後1時30分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

1 開 会

2 議事録署名人の選任

3 会期の決定

4 報 告

(1) 第8回運営委員会報告

(2) 農地法等に関する業務報告

5 議 事

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について

議案第4号 耕作放棄地全体調査に係る農地・非農地の判定について

議案第5号 農業振興地域整備計画の変更（随時見直し）に係る意見の決定について

議案第6号 農用地利用集積計画の決定について

6 閉 会